

## 令和8・9年度後期高齢者医療制度保険料率等について

### 1 趣旨

東京都後期高齢者医療広域連合議会において、令和8・9年度後期高齢者医療保険料率が議決されたので報告する。

### 2 保険料率

項目	年度	令和6・7年度		令和8・9年度	
		(均等割額)	(所得割率)	(均等割額)	(所得割率)
保険料率	医療分	47,300円	8.78% ※1 9.67% ※2	53,300円	9.88%
	子ども・子育て支援分			1,300円 ※3	0.26% ※3
前期比	医療分	+900円	-0.71ポイント※1 +0.18ポイント※2	+6,000円	+0.21ポイント
	子ども・子育て支援分			+1,300円	+0.26ポイント
一人当たり平均保険料額（年額）		111,356円		127,400円	
前期比		+6.2% (+6,514円)		+14.4% (+16,044円)	

※1 令和6年度医療分（所得割率）旧ただし書き所得 58万円以下

※2 令和6年度医療分（所得割率）旧ただし書き所得 58万円超及び令和7年度医療分（所得割率）

※3 令和9年度分は、令和8年度中に改めて国より詳細が示される。

本保険料率はその軽減対策として、令和8・9年度においても特別対策等を継続することを前提としており、その経費の支弁方法について定めている東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更が必要となる。

### 3 保険料抑制のための対策

#### (1) 区市町村による特別対策

##### ア 4項目の特別対策

保険料に算入すべき費用を区市町村の負担とする。

内訳 ① 保険料未収金補填分    ② 審査支払手数料  
          ③ 葬祭費                ④ 財政安定化基金拠出金

##### イ 低所得者の所得割額の軽減

独自に50%及び25%軽減を行うための費用を区市町村の負担とする。

## (2)その他

令和6・7年度の財政収支に係る剩余金を、特別会計調整基金に積み立て、財政安定化基金を合わせて2年間の医療給付費に充てる。

## 4 主な変更点

- ・子ども・子育て支援金制度の導入
- ・後期高齢者負担率の変更  
12.67%（令和7年度）から13.27%（令和8年度）
- ・賦課限度額の変更  
80万円（令和7年度）から医療分85万円（令和8年度）、子ども・子育て支援分2.1万円（令和8年度）
- ・均等割額（医療分）の7.2割軽減の導入

## 5 保険料額比較（参考）

令和8・9年度分を特別対策等なし（政令どおり）で算定した場合

項目	年度	令和6・7年度		令和8・9年度		
		(均等割額)	(所得割率)	(均等割額)	(所得割率)	
保険料率	医療分	47,300円	8.78% ※1	58,100円	11.09%	
			9.67% ※2			
前期比	医療分	+900円	-0.71ポイント※1	+10,800円	+2.31ポイント	
			+0.18ポイント※2		+1.42ポイント	
子ども・子育て支援分				+1,300円	+0.26ポイント	
一人当たり平均保険料額（年額）		111,356円		138,648円		
前期比		+6.2% (+6,514円)		+24.5% (+27,292円)		

※1 令和6年度医療分（所得割率）旧ただし書き所得58万円以下

※2 令和6年度医療分（所得割率）旧ただし書き所得58万円超及び令和7年度医療分（所得割率）

※3 令和9年度分は、令和8年度中に改めて国より詳細が示される。